

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

1) 件名

- ・ TSCA PFAS データ報告規則の報告時期を改正する最終規則

2) 内容

米国環境保護庁 (EPA) は、2024 年 9 月 5 日付け連邦官報 (89 FR 72336) で、TSCA の「第 8 条 情報の報告及び保存」の「(a) 報告」の「(7) PFAS データ」に基づいて 2023 年 10 月 11 日に公布した「40 CFR Part 705 特定のペル／ポリフルオロアルキル物質に関する報告要件及び記録保管要件」の「§ 705.20 報告する時期」を改正する直接最終規則を公布した。本規則は 2024 年 11 月 4 日より通知なしに発効する。ただし、EPA が 2024 年 10 月 7 日までに反対意見を受領した場合、EPA は当該規則が発効されないことを通知する取り消しを適時に連邦官報に公表する予定。

EPA は、直接最終規則に対する意見公募を開始する提案規則を公開した (期限;2024 年 10 月 7 日)。情報の提出期間の変更は下記の通り。

報告義務のある者	改正前	改正後
「成形品の輸入を専業とする者」であって、かつ「40 CFR § 704.3 *1」の定義に基づいて「小規模製造者」とみなされる者	開始日: 2024 年 11 月 12 日 終了日: 2025 年 11 月 10 日 (情報提出期間: 1 年間)	開始日: 2025 年 7 月 11 日 終了日: 2026 年 7 月 11 日 (情報提出期間: 1 年間)
上記以外の者	開始日: 2024 年 11 月 12 日 終了日: 2025 年 5 月 8 日 (情報提出期間: 6 ヶ月間)	開始日: 2025 年 7 月 11 日 終了日: 2026 年 1 月 11 日 (情報提出期間: 6 ヶ月間)

*1: 「小規模製造者」の定義は、「40 CFR Part 704 報告要件及び記録保管要件」の「§ 704.3 定義」に定められている以下に示す何れかの基準を満たす製造者である:

- (1) 親会社と合算した年間売上高が 1 億 2000 万ドル未満で、かつ化学物質の年間生産量が 10 万ポンド (約 46 トン) 未満の製造者 (輸入者を含む) [第 1 次基準]; または
- (2) 親会社と合算した年間売上高が 1,200 万ドル未満の製造者 (輸入者を含む) [第 2 次基準]

3) SEAJ コメント

- ・ TSCA PFAS データ報告規則の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4) 添付情報・資料

- ・ なし

5) 関連情報

- ・ 2024 年 9 月 5 日付け連邦官報: 89 FR 72336/最終規則

<https://www.federalregister.gov/documents/2024/09/05/2024-19931/perfluoroalkyl-and-polyfluoroalkyl-substances-pfas-data-reporting-and-recordkeeping-under-the-toxic>

- ・ TSCA Section 8(a)(7) Reporting and Recordkeeping Requirements for Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances

<https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/tsca-section-8a7-reporting-and-recordkeeping>